

桑名市の人事行政の運営等の状況について

「桑名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年条例第41号）の規定に基づき、桑名市職員の給与や部門別職員数などを公表いたします。

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 採用状況（平成22年4月1日現在）

区分	採用人数
一般職	23人
消防職	11人
教育職	0人
医療職	3人
技能職	0人
合計	37人

※職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職予定者数などを考慮して行っています。

また、退職者の豊かな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。平成22年4月1日の再任用職員数は、35人です。（表の数には含まれません。）

(2) 職員の退職状況（平成21年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職等	合計
一般職	34人	7人	2人	43人
消防職	6人	0人	1人	7人
教育職	1人	0人	1人	2人
医療職	0人	0人	11人	11人
技能職	6人	0人	0人	6人
合計	47人	7人	15人	69人

※平成21年度の退職者数は表のとおりです。

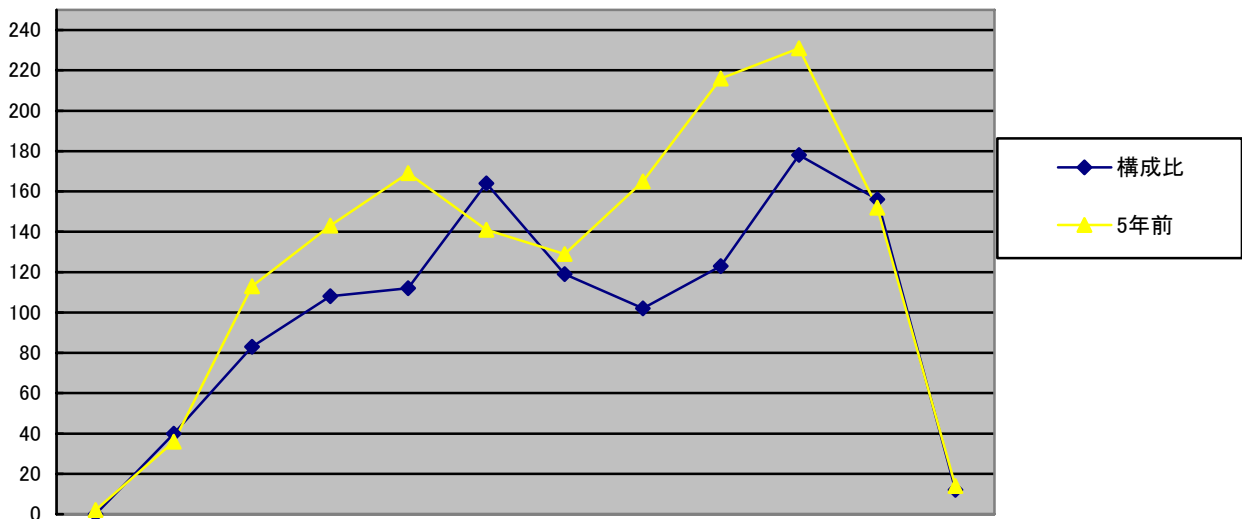
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成21年	平成22年		
一般行政部門	議会	9	9	0	
	総務	170	167	△3	組織の見直し、業務の合理化
	税務	43	43	0	
	民生	184	183	△1	組織の見直し
	衛生	95	107	12	組織の見直し、業務の見直し
	労働	2	2	0	
	農林水産	39	38	△1	業務の見直し、合理化
	商工	12	12	0	
	土木	94	95	1	組織の見直し
	小計	648	656	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 47人
部門特別行政	教育	209	205	△4	組織の見直し、業務の合理化
	消防	238	242	4	業務の見直し
	小計	447	447	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 32人

会計部門 公営企業等	病院	207	0	△207	地方独立行政法人化による
	水道	36	35	△1	業務の見直し、合理化
	下水道	27	22	△5	業務の見直し、合理化
	その他	37	37	0	
	小計	307	94	△213	
合計	1402 [1613]	1197 [1377]	△205 [△236]	<参考> 人口1万人当たり職員数 86人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(4) 年齢別職員構成の状況 (22年4月1日現在)



20歳未満 20歳～23歳 24歳～27歳 28歳～31歳 32歳～35歳 36歳～39歳 40歳～43歳 44歳～47歳 48歳～51歳 52歳～55歳 56歳～59歳 60歳以上

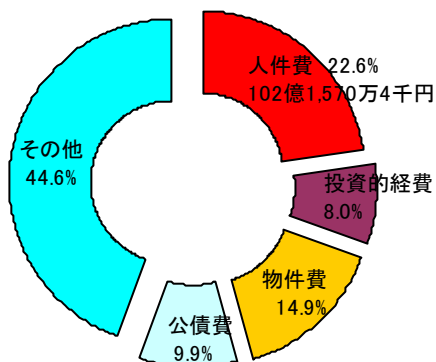
区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数 (H22)	人 0	人 40	人 83	人 108	人 112	人 164	人 119	人 102	人 123	人 178	人 156	人 12	人 1197
5年前 (H17)	人 2	人 36	人 113	人 143	人 169	人 141	人 129	人 165	人 216	人 231	人 152	人 14	人 1511

2 給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)20年度の 人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
21	138,750	45,159,566	1,015,702	10,215,704	22.6	21.6

歳出総額に占める人件費割合



(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

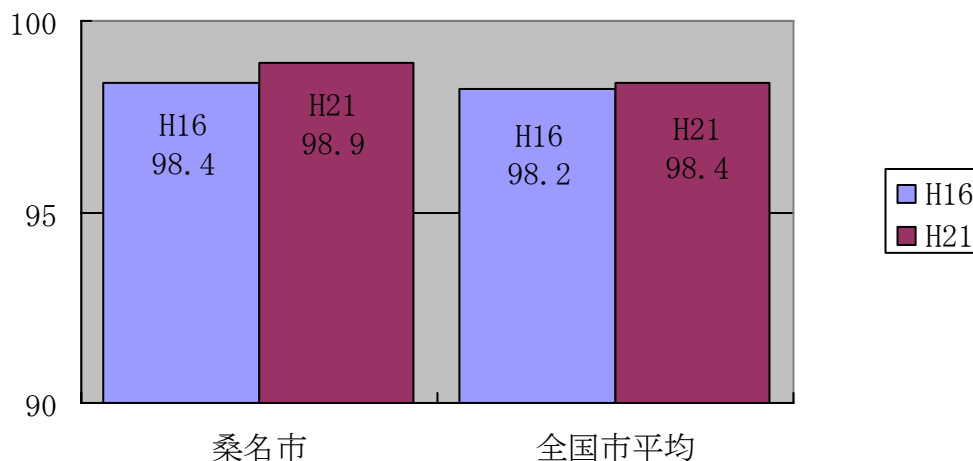
区分	職員数 A	給与				一人当たり給与 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
22	1,198	4,498,794	965,605	1,718,999	7,183,398	5,996

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
桑名市	44.3歳	341,771円	414,170円	378,509円
三重県	42.8歳	351,772円	454,098円	—
国	41.9歳	325,579円	—	395,666円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
桑名市	50.4歳	95人	279,895円	311,699円	295,916円
うち用務員	56.8歳	23人	263,796円	276,680円	273,792円
うち清掃職員	46.9歳	29人	309,391円	367,311円	335,317円
うち調理員	50.4歳	28人	252,493円	266,498円	262,725円
三重県	47.0歳	—	339,197円	395,243円	—
国	49.3歳	3,955人	284,514円	—	322,291円

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桑名市	43.7歳	369,302円	398,456円
三重県	44.4歳	392,721円	444,090円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、一般行政職の平均給与月額の上段は、これら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、平均給与月額（国ベース）は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(6) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

		桑名市	県	国（国家公務員Ⅱ種）
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（22年4月1日現在）

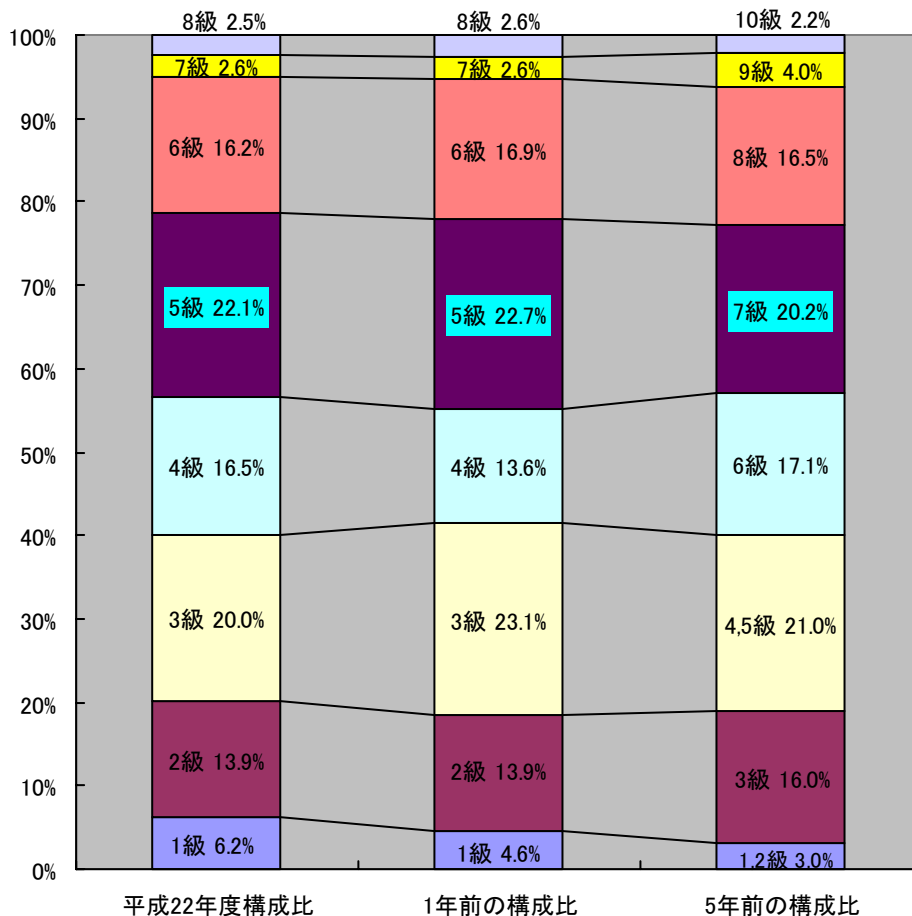
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	269,600円	317,300円	371,600円
	高 校 卒	227,700円	267,700円	324,800円

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主 事	35人	6.2%
2級	主 事	79人	13.9%
3級	主 任 主 事	114人	20.0%
4級	主 査	94人	16.5%
5級	課長補佐 係 長	126人	22.1%
6級	課 長 主 幹	92人	16.2%
7級	次 長	15人	2.6%
8級	部 長	14人	2.5%

- (注) 1 桑名市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職級別職員数の状況



(注) 給与構造改革に伴い平成18年度に10級制から8級制に変更している。

(9) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

桑名市			国		
1人当たり平均支給額 (21年度) 1,428千円			—		
(21年度支給割合)			(21年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.25月分	0.70月分	6月期	1.25月分	0.70月分
	※1.10月分	※0.85月分		(0.70)月分	(0.30)月分
	(0.70)月分	(0.30)月分	12月期	1.50月分	0.70月分
12月期	1.50月分	0.70月分		(0.80)月分	(0.40)月分
	※1.25月分	※0.95月分			
	(0.80)月分	(0.40)月分			
※は管理職の支給割合					
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 があります。(役職加算5%~15%)			職制上の段階、職務の級等による加算措置 があります。(役職加算5%~20%)		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

②退職手当

桑名市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
1人当たり平均支給額(自己都合) 4,498千円 (勸奨・定年) 25,485千円			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置: 2%~20%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

③地域手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		151,667千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		118,583円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全職員	3%	1,158人	3%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
全職員	3%	3%

④特殊勤務手当

支給実績(21年度決算)		21,811千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		75,465円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		25.0%	
左記職員に対する支給単価		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価(例)
消防職員の特殊勤務手当	消防本部、消防署(分署)に勤務する職員	消防職員が正規の勤務時間として深夜に勤務した時または、火災等の災害もしくは救急救助のため出勤した時	深夜勤務:5時間以上1回 500円 消火作業:1回300円
行旅病人、同死亡人の処理従事手当	福祉総務課職員	行旅病人の取扱い、保護業務又は行旅死亡人の収容業務	行旅病人処理:1件1,500円 行旅死亡人処理 :1件3,000円
社会福祉業務従事手当	社会福祉事務所、療育センター、	庁外における社会福祉業務に関する現業に1日4時間以上従事した時	社会福祉に関する現業手当:日額200円 療育センター等勤務する職員の手当:日額100円
じんかい処理作業従事手当	清掃センターに勤務するじんかい処理に従事する職員	じんかい処理作業に1日4時間以上従事した時	日額800円 動物等死骸処理:1件600円
防疫業務従事手当	環境政策課職員	動植物の防疫作業	1日:300円

⑤時間外手当

支給実績（21年度決算）	257,064千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	256,039円

⑥その他の手当（22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	配偶者 : 13,000円	同	149,433千円	252,844円
	配偶者以外の扶養親族 : 6,500円 ただし、 配偶者のない場合の1人目 : 11,000円 満16歳～22歳の子の加算 : 5,000円			
住居手当	自宅 (新築又は購入後5年間) : 2,500円	異	33,992千円	165,008円
	借家:家賃12,000超23,000円まで 家賃－12,000円 :家賃23,000円超 (家賃－23,000円)×1/2+11,000円 支給限度額 27,000円			
通勤手当	交通機関利用 実費支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等利用) 片道2km以上の距離区分に応じ 2,000円～24,500円	同	86,005千円	79,855円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 最高 月額83,600円（平成19年4月1 日から平成23年3月31日までの間の支 給額については、経過措置あり）	同	105,732千円	686,585円

(10) 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給料	市長	1,028,000円（997,160円）
	副市長	781,000円（757,570円）
報酬額	議長	590,000円
	副議長	510,000円
	議員	460,000円
期末手当	市長	(21年度支給割合)
	副市長	4.15月分
期末手当	議長	(21年度支給割合)
	副議長	3.10月分

退職手当	市長	(算定方式) 任期ごとに算定	(支給時期) 任期終了時
	副市長	任期ごとに算定	任期終了時

※平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間、市長及び副市長については、給料月額 $\frac{3}{100}$ を減額しており、()内は減額後の額です。

(11) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
1,511人	1,384人	△127人	8.4%

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

区分 部門		17年 計画始 期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	計	(参考) 数値目 標
一般 行政	職員 数	693人	683人	670人	657人	648人	656人	—	
	増減	—	△10人	△13人	△13人	△9人	8人	△37人	
教 育	職員 数	234人	227人	223人	221人	209人	205人	—	
	増減	—	△7人	△4人	△2人	△12人	△4人	△29人	
消 防	職員 数	231人	233人	235人	238人	238人	242人	—	
	増減	—	2人	2人	3人	0人	4人	11人	
公営 企業 等会 計	職員 数	353人	340人	325人	308人	307人	94人	—	
	増減	—	△13人	△15人	△17人	△1人	△213人	△259人	
計	職員 数	1,511人	1,483人	1,453人	1,424人	1,402 人	1,197人	—	1,384 人
	増減	—	△28人	△30人	△29人	△22人	△205人	△314人 (247%)	△127 人

(注)1 計画期間は、17～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(12) 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)20年度の総費 用に占める職員給与 費比率
21年度	千円 2,002,874	千円 △27,977	千円 291,365	% 14.5	% 13.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 36	千円 155,929	千円 37,446	千円 62,934	千円 256,309	千円 7,120	千円 5,996

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (21年度実績)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
桑名市	46.5歳	392,597円	582,525円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

桑名市一般行政職			公営企業職員		
1人当たり平均支給額 (21年度) 1,428千円			1人当たり平均支給額 (21年度) 1,737千円		
(21年度支給割合)			(21年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.25月分 ※1.10月分 (0.70)月分	0.70月分 ※0.85月分 (0.30)月分	6月期	1.25月分 ※1.10月分	0.70月分 ※0.85月分
12月期	1.50月分 ※1.25月分 (0.80)月分	0.70月分 ※0.95月分 (0.40)月分	12月期	1.50月分 ※1.25月分	0.70月分 ※0.95月分
※は管理職の支給割合			※は管理職の支給割合		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置があります。(役職加算5%~15%)			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置があります。(役職加算5%~15%)		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（22年4月1日現在）

桑名市一般行政職			公営企業職員		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
1人当たり平均支給額（自己都合）			1人当たり平均支給額（定年）		
（勸奨・定年）25,485千円			26,062千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（22年4月1日現在）

支給実績（21年度決算）		4,930千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）		140,863円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全職員	3%	35人	3%

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
全職員	3%	3%

エ 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給実績（21年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）	0.0%
手当の種類（手当数）	0種類

オ 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	11,143千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	318千円

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績（21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）
扶養手当	配偶者 :13,000円	同	7,577千円	252,568円
	配偶者以外の扶養親族 : 6,500円			
	ただし、 配偶者のない場合の1人目 :11,000円			

	満16歳～22歳の子の加算：5,000円			
住居手当	自宅 (新築又は購入後5年間)：2,500円	異	416千円	104,066円
	借家：家賃12,000超23,000円まで 家賃－12,000円 ：家賃23,000円超 (家賃－23,000円)×1/2+11,000円 支給限度額 27,000円			
通勤手当	交通機関利用 実費支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等利用) 片道2km以上の距離区分に応じ 2,000円～24,500円	同	2,238千円	67,814円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 最高 月額83,600円(平成19年4月1 日から平成23年3月31日までの間の支給 額については、経過措置あり)	同	3,841千円	640,188円

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間数は、8時30分から17時15分までの週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交代制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ① 年次有給休暇：1年(暦年)あたり20日間与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰越すことができます。
- ② 病気休暇：病気療養に必要な期間(90日以内)について有給で与えられます。
- ③ 特別休暇：特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇、夏季休暇などです。
- ④ 介護休暇：配偶者等の介護が必要な期間(連続する6月以内)について取得できます。(無給)

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成21年度)

免職	降任	休職
0人	0人	10人

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任および休職があります。平成21年度に分限処分の状況は表のとおりです。

(2) 懲戒処分の状況（平成21年度）

免職	停職	減給	戒告
1人	0人	4人	0人

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。平成21年度の懲戒処分の状況は表のとおりです。

5 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

6 職員研修及び勤務成績の評定の状況（平成21年度）

(1) 研修実施状況

① 独自研修実施状況

	研修名	受講者数(人)	実施日数
基本研修	新規採用職員研修（前期・後期）	45	24
	上級職員研修	20	2
	監督者一次研修	23	2
	監督者二次研修	26	3
	監督者三次研修	19	2
	監督者研修	26	1
	管理者Ⅱ部研修	15	1
特別研修	地方自治制度研修	16	2
	行政法研修	19	3
	法制執務研修	16	2
	職場風土改革研修	45	2
	北勢四市合同研修	8	1
	プレゼンテーション研修	17	2
	交通安全研修	196	3
	手話講習研修	43	4
	救急救命講習研修	241	10
	メンタルヘルス研修	99	2
	同和問題職員一次研修	89	1
	同和問題職員二次研修	153	1
	同和問題職員二次研修（参画型）	20	1
	同和問題職員三次研修	410	1
同和問題職員三次研修（参画型）	19	1	

(2) 桑名市職員共済組合について

地方公務員法第42条に定められる地方公務員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を効率的・効果的に実施するため、職員共済組合の実施する下記の事業に対し助成しています。

① 職員共済組合への補助金の状況

補助対象事業	事業の内容	
その他の福利厚生事業	脳ドック、人間ドック費用助成事業に補助をしています。 メンタルヘルス事業、動脈硬化検査事業に要した事業の経費を補助をしています。	
補助金の決算額		5,197千円

(3) その他の福利厚生事業について

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

8 公平委員会の業務の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、又、処理する事務は、同法第8条第2項において定められています。その主な内容は次のとおりです。

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ・職員の苦情を処理すること。

(2) 公平委員会の業務の状況（平成21年度実績）

（単位：件）

業務の種別	桑名市
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分についての不服申立て	0
苦情の処理	0